

安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例を廃止する等の条例

(安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例の廃止)

第1条 安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例（平成25年安中市条例第34号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の暫定的効力)

第2条 この条例の施行の際現に旧条例に基づく固定資産税及び都市計画税の課税免除（以下「課税免除」という。）の適用を受けている者については、旧条例は、課税免除の対象となる期間が経過するまでの間は、なおその効力を有する。

2 旧条例第2条に規定する大規模太陽光発電設備（この条例の施行の日までに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第9条第3項の規定による経済産業大臣の認定（以下「新認定」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）第2条の規定による改正前の法第6条第1項の規定による経済産業大臣の認定（以下「旧認定」という。）を受けたものに限る。）であって、同日までに当該大規模太陽光発電設備の設置に係る工事を開始していたものの課税免除の適用を受けようとする者については、旧条例は、当該課税免除の決定を受け、当該課税免除の対象となる期間が経過するまでの間は、なおその効力を有する。

3 旧条例第2条に規定する大規模太陽光発電設備（平成30年12月31日までに新認定又は旧認定を受けたものに限る。）であって、平成33年1月1日までに稼働したものの課税免除の適用を受けようとする者については、旧条例は、当該課税免除の決定を受け、当該課税免除の対象となる期間が経過するまでの間は、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。